

フォーカス [24条]

日本における実証研究に基づく 非行・犯罪少年に対する施策上の留意点

染田 恵

1 はじめに

ここでは、法務省法務総合研究所が実施した、再犯に関する長期間の追跡調査研究（染田恵ほか〔2009〕「再犯防止に関する総合的研究」法務総合研究所研究部報告42号1頁）を中心に、非行・犯罪少年に対する施策に関して参考となる部分について紹介する。この研究では、①検察庁における電子計算機により把握している裁判（電算犯歴）の資料及び②矯正・更生保護関係の統計資料を分析対象とした。ここで、犯歴とは、前科、すなわち有罪の確定裁判に関する記録のことをいう。①については、長期間にわたって同一人の犯歴の変化を追跡することによって、年齢層別、罪種別等の再犯傾向の分析ができる。

電算犯歴には、我が国に本籍を有する自然人（明治以前の出生者を除く）に対し、1948（昭和23）年以降現在までの間に、我が国の裁判所が有罪の言渡しをして確定した裁判が登録されている。今回の研究では、1948（昭和23）年から2006（平成18）年9月30日（基準日）までの間に確定したものであって、刑法上の過失犯及び危険運転致死傷罪並びに特別法上の道路交通に係る犯罪の犯歴を除いたものから、最大で100万人規模の犯歴を含む9種類の犯歴を無作為に抽出し、これらを対象として、再犯の全体像や経年による再犯傾向の変化等を見た。

2 少年時に刑事裁判で有罪判決を受けた者（裁判時少年）の成り行き

(1) 概説

少年時（16歳～19歳）に刑事裁判で有罪判決を受けた者については、1965（昭和40）年から基準日までに有罪判決を受けた3,561人（犯歴の件数は11,289件）を対象とした。これらの年齢層の者は、本来保護処分の対象となる者であるが、保護不能または保護不適を理由として、家庭裁判所から検察官に送致されて有罪の宣告がなされた者である。その関係で、罪種では、多い順に、傷害、窃盗、強姦、強盗、殺人となっていて、凶悪・悪質な犯罪を行った者の比率が比較的高い。しかし、データの的には、少年時から最長で約40年間の犯歴を追跡調査できる利点がある。1965（昭和40）年以降に限定したのは、第2次世界大戦後の混乱期の影響が最小限になること等を考慮したためである（少年非行が「第2の波」〔1964（昭和39）年〕を迎えた翌年以降を対象）。

まず、全体の再犯傾向については、この期間に1犯だけで終わっている者は40%に留まって、2犯以上行った者が60%であり、特に5犯以上行った者が全体の22.4%と、20歳以上の者の当該数値が5.1%であるのと比べて、かなり再犯傾向が強いことが分かる（20歳以上の者については、100万人初犯者・再犯者混合犯歴〔1948（昭和23）年～基準日〕の

分析結果)。

1 犯目の罪名を基準とした罪種別の再犯傾向では、高い順に、1 犯目が窃盗の者が81.1%、覚せい剤取締法違反の者が76.6%、強盗(事後強盗、強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含まない)の者が68.4%、傷害・暴行(傷害致死を含む)の者が65.7%となっている。同じ罪種について20歳以上の者と比較すると、窃盗から順に、44.6%、41.6%、33.2%となっている(20歳以上の者については、70万人初犯者・再犯者混合犯歴〔1948(昭和23)年～基準日〕の分析結果である。この犯歴は、再犯についての分析精度を向上させるため、①生年月日が1930〔昭和5〕年1月1日以降であること、②裁判時に20歳以上であること、③基準日において死亡が確認された者でないこと、という条件をすべて満たす者から構成されている)。

これらを反映して、罪種別の再犯期間(2犯目の罪名は問わない)では、1年以内に再犯をして有罪の宣告を受けた者が、1犯目に窃盗を犯した者の44.6%、覚せい剤取締法違反28.3%、強盗27.8%、傷害・暴行25.2%と続いている。20歳以上の者と比較すると、窃盗31.4%、覚せい剤取締法違反27.2%、傷害・暴行23.5%、強盗19.8%となっており(70万人初犯者・再犯者混合犯歴)、依存性の問題がある覚せい剤は別として、特に、窃盗については裁判時少年の再犯期間の短さが確認された。ちなみに、1年以内に有罪判決が確定するには、身柄の検挙からその後の刑事手続に要する時間を考慮すると、実際の再犯行為自体はそれよりも遙かに短い期間内に行われていることを念頭に置く必要がある。

他方、1犯目と同じ罪名の犯罪の反復が2犯目以降に含まれる罪種(同種再犯)は、高い順に、窃盗(59.4%)、覚せい剤取締法違反(45.9%)、傷害・暴行(45.9%)となっており、同種再犯率の低い犯罪は、強盗(5.1%)、殺人(2.9%)、強姦(強姦致死傷を含む。2.7%)である。20歳以上の者と比較すると、窃盗から順に、28.9%、29.1%、21.1%、強盗から順に、2.0%、0.9%、3.0%となっており(70万人初犯者・再犯者混合犯歴)、強姦以外は、裁判時少年の方がかなり高いことが分かる。

(2) 小括

裁判時少年の特徴をまとめると、①20歳以上の者と比べて再犯率及び同種再犯率が高く、再犯期間が短い傾向が見られること、②罪種別では、特に、窃盗、覚せい剤取締法違反、傷害・暴行を行った裁判時少年の同種再犯率が高いことが分かる。それゆえ、これらの者に対する施策を検討する際は、③刑事施設から出所させるに当たって、再犯率の高い釈放後1年以内の期間に重点的な指導監督・支援を行う必要があること、④同種再犯率の高い窃盗等の3つの罪種を1犯目に行った者については、特に重点的な処遇の実施が効果的であることを念頭に置く必要がある。

3 若年成人犯罪者と保護処分歴

(1) 概説

年齢別人口単位の犯罪率(例えば、同年齢人口10万人当たりの刑法犯検挙人員の比率)については、国・地域を問わず、思春期初期(13歳前後)から上昇を始め、概ね思春期中期(16～17歳)でピークに達し、以後減少傾向が続くことが従来の研究から知られている(年

年齢犯罪曲線〔age-crime curve〕。今回の日本の研究でも、この曲線に沿って、前記の裁判時少年の再犯率が最も高く、20歳以上では、20歳代前半（20歳～24歳）の若年成人犯罪者の再犯傾向が最も強いことが確認された。すなわち、1950年代から1970年代に20歳代前半の者として1犯目を行った者の約5%が、後年10犯目まで行う多数回再犯者化していた（前記70万人初犯者・再犯者混合犯歴と同じ3条件を満たした35万人再犯者犯歴〔1948（昭和23）年～基準日〕の分析）。また、同期間に20歳代前半の者として1犯目を行った者の約60%が3犯目以降に進んでおり、それより年長の年齢層と比べて3犯目以降に進む比率が概ね10～30ポイント高い。

ところで、従前の国内外の研究なども踏まえると、これら20歳代前半の者の犯罪傾向の強さは急に始まったものではなく、その中には、少年時における非行・犯罪傾向が矯正されないまま成人に達した者が含まれていると推測される。そこで、20歳代の初入新受刑者を対象に、法務省大臣官房司法法制部の資料をもとに保護処分歴の有無を罪種別に調査した（少年時の非行・犯罪のうち保護処分に付されたものは、有罪の確定判決の記録を集めた電算犯歴には登録されていないので、同一人ではないが、20歳代の初入新受刑者の側から遡って調査した）。その結果、2006（平成18）年の初入新受刑者に関する保護処分歴の有無を罪種別に見ると、20歳代前半の者で傷害・暴行、覚せい剤取締法違反、窃盗を行って受刑している者の場合、「保護処分歴あり」の比率が高い（傷害・暴行から順に、47.2%、45.0%、43.0%となっている。なお、ここで保護処分に付される原因となった非行・犯罪の内容は問わない）。この傾向が継続的であるかを確認するため、20歳代前半の者でこれら3罪種を行った者の保護処分歴に関する経年変化（1996〔平成8〕年～2005〔平成17〕年）を見たところ、「保護処分歴あり」の者の比率は、いずれの罪種も、この期間概ね30%～50%台の間で推移しており、この傾向が一時的なものではないことが確認された（法務省大臣官房司法法制部『矯正統計年報〔各年版〕』）。

（2）小括

要約すると、若年成人犯罪者の中で、①20歳代前半に1犯目を行った者は、その後3犯目以上の犯罪に進む比率が高く、その一部は、10犯以上を犯す多数回再犯者化しており、②傷害・暴行、覚せい剤取締法違反、窃盗を行って20歳代前半に刑務所に初めて入った者については、既に少年時に保護処分歴のある者が多い。

非行・犯罪少年に対する施策を考える上では、少年時の保護処分歴のある者の中で、どのような再犯危険因子を抱えた者が、成人に達してから再犯者化するののかについて探求し、それらの者に対して重点的かつ効果的な早期介入の施策を講じることが重要である。この関係で、法務省法務総合研究所が2009（平成21）年に実施した、窃盗及び覚せい剤事犯に係る再犯の実態に関する特別調査によると（要旨は『犯罪白書〔平成21年版〕』（2009）所収）、①窃盗受刑者で男子侵入盗の場合、初窃盗時の平均年齢は18.5歳であること、②男女の窃盗受刑者の初入・2入者ともに、窃盗又は窃盗及び他罪を行ったことにより、少年時の逮捕歴がある者の比率が相当程度に及んでおり（24.7%～52.4%）、特に男子の場合、その比率が高く、初入・2入者ともに、ほぼ半数の者に逮捕歴があることが分かる。また、③覚せい剤事犯受刑者については、覚せい剤使用

開始年齢層別構成比を見ると、15歳～19歳の少年時に開始した者が最も多く、男子で38.2%、女子で50.3%となっており、20歳～24歳に開始した者を合わせると男女ともに約3分の2強の者がこれらの年代に使用を開始している。これらの男女受刑者の少年時の薬物事犯に係る逮捕歴を見ると、初入者で31.2%～31.5%、2入者で38%～47.6%となっており、特に女子2入者の場合、ほぼ半数の者に少年時の薬物事犯逮捕歴(覚せい剤、シンナー、大麻を理由とするものを含む)が認められる。

以上を総合すると、少年時に、窃盗又は窃盗及び他罪による逮捕歴のある男子窃盗(特に侵入盗)事犯、少年時に、薬物事犯による逮捕歴(特に覚せい剤使用による逮捕歴)のある女子薬物事犯の再犯傾向の強さが伺える。犯罪・非行少年に対する再犯防止のための施策を考える上で、少年時に、これらの特徴に該当する者については、不良集団関係、保護者関係、就学・就労関係など、少年の再非行・再犯に影響を与える他の因子の有無・程度等も勘案しつつ、重点的な再犯防止施策の対象となりうることが示唆されていると言えよう。

4 おわりに

欧米を中心とする諸外国では、前記のような少年時に一定の再犯危険因子を有すると評価される者に対する対策を強化するとの観点から、犯罪・非行を行う危険性のある児童・少年(children and youth at risk)に関しては、当該対象者の家族を含めて早期介入(early intervention)の対象とすることにより、犯罪者化及び再犯者化することを予防する施策(第2次的予防)に重点が置かれている。

これは、刑事司法及び国民全体が負担する費用対効果の分析から、再犯者化した者に対して、刑事司法制度及び関係機関・団体等が多大の社会資源を投入して、その再犯を防止する(第3次的予防)よりも、犯罪を繰り返す前段階で食い止めた方が、結果として費用対効果に優れていることが実証研究によって明らかにされてきたからである。同時に、多機関連携の下での教育・就労・生活支援等の強化を通じた早い段階での犯罪者化の防止は、本人の更生及び社会への再統合にとって有利であり、更生した彼らの向社会的活動(pro-social activities)による社会貢献も期待されている。他方、早期介入を行う際は、再犯危険性に関する評価を厳密に行って、対象となる者及びその家族など関係者の人権保障との均衡を十分図ることが必要である。

ここで紹介した近時の日本における実証的なデータ及び視点は、今後、日本における非行・犯罪少年に対する施策を考える上での一助となると思われる。また、今後、少年時に保護処分歴のある者の中で、どのような再犯危険因子を抱えた者が成人に達してから再犯者化するのかについて、日本における実証研究の継続的实施及びその深化が期待される。